

令和8年度（総委）第13号
役場本庁舎および川相出張所機械警備業務委託仕様書

1. 適用範囲

契約書に定める事項以外については、この仕様書に定めるところによる。

2. 業務の目的

本業務は、多賀町役場本庁舎および川相出張所に機械警備機器を設置し、火災・盗難その他の異常状態、事故を未然に防止し、建物の保全と安全を確保することを目的とする。

3. 業務の期間

(1) 機械警備機器等の設置

契約日時点で機器の使用が可能な状態であること

(2) 機械警備業務の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

(3) 委託料の支払い

①業務委託料の支払いについては、各年度、毎月払とする。

4. 業務の内容

本業務は、本特記仕様書、警備業法（昭和47年法律第117号）をはじめ関係法令に基づき行うものとし、本特記仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し定めることとする。

(1) 委託業務の概要

- ① 機械警備機器等の設置、機能保全のための点検
- ② 火災・盗難の異常事態の感知
- ③ 事故確知時における関係先への通報、連絡
- ④ 警備実施事項の報告

(2) 業務の内容

- ① 受注者は、下記アからウまでの機械警備機器等を設置すること。
 - ア 建物内への不法侵入者の感知および盗難その他の不良行為を早期に発見し、通報する装置
 - イ 異常侵入を感知した場合に鳴動する警報器
 - ウ 警備体制の開始・解除をする装置、またはその装置を操作するための鍵若しくはカード
- ② 受注者は、管制本部、待機所等において防犯異常情報を受信し、建物に異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を直ちに当該物件へ急行派遣し、異常事態の内容を確認させること。

その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に異常事態の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、必要と認めたときは、直ちに予め発注者の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により発注者へ報告すること。

- ③ 受注者は、火災異常警報を受信したときは、直ちに警備員を多賀町役場本庁舎または川相出張所に派遣し、火災発生の内容を掌握させること。その結果、火災発生を認めたときは直ちに消防機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に火災の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、直ちに予め発注者の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により発注者へ報告すること。

④ 警備時間帯

警備装置のセット時から解除時までの間とする。

- (3) 機械警備機器等の設置場所（別紙現行平面図参照。ただし、多少の変更を伴う場合がある。）
※図面が大変見づらくなっているため、現地確認が必要な場合は下記まで連絡し、日程調整の上、現地確認を行うこと。

多賀町役場 総務課 担当：多田

連絡先：0749-48-8111